

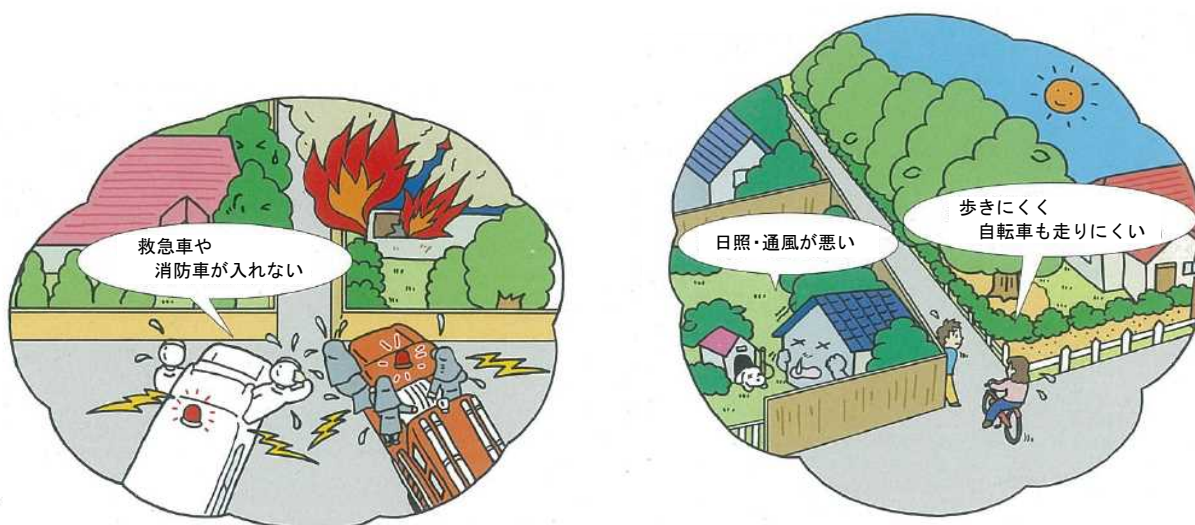
狭あい道路の拡幅にご協力をお願いします

安心・安全なくらは生活道路の整備から

道路は、人や車両の安全な通行だけでなく、沿線建物の日照や通風の確保といった住環境の改善、消防・救急の緊急時の活動の円滑化など、重要な役割を果たしています。

しかし、市内には幅員4メートル未満の道路（狭あい道路）も多いため、市では、沿線にお住まいの皆さんが安全で安心して暮らせる道路環境づくりを目指して、平成3年度から買取り等による「狭あい道路整備事業」を進めています。

身近にある生活道路は、地域の共通の財産です。本事業への市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



【狭あい道路とは】

狭あい道路とは、幅員が4メートル未満で建築基準法第42条第2項に規定する特定行政庁（市）が指定した道路です。

整備事業の対象となる道路は、①市道、②法定外公共物（里道）、③農道で、いずれの場合も幅員1.8メートル以上4メートル未満の道で、市が所有・管理する場合があります。

長野市建設部建築指導課

【狭あい道路整備事業とは】

都市計画区域内で建築物を建てる場合、建築基準法では、幅員4メートル以上の市道などに接している必要があります。そのため、幅員4メートル未満の狭あい道路に接している敷地で建築物を建てる場合には、原則として道路中心から敷地側に2メートル後退した位置を道路境界とすることで、この規定に適合していると見なされます。

このように、道路境界が敷地側に後退することを「道路後退」といいます。

道路後退部分は、そのままでは道路として通行できません。市では、道路後退した土地を道路用地として買取り（譲渡）、あるいは寄附で提供していただき、災害や緊急時でも緊急車両の円滑な通行に対応できる道路、普段の生活により便利で快適な道路として整備する事業を行っています。

土地が角地の場合は、すみ切り用地の提供についてご協力をお願いします。



事前協議書の提出をお願いします

狭あい道路に接している敷地で住宅等を建築する、工作物（擁壁・土留など）を築造する際、後退用地を道路として整備することを希望する場合は、道路後退用地を提供していただく必要があります。市へ「事前協議書」の提出をお願いします。

事前協議とは、後退部分の土地について、提供方法の選択（買取り・寄附）、および整備方法などの協議を行うことで、この協議に基づき、狭あい道路の解消を進めています。

土地の提供方法について

土地の提供方法は、次のとおりです。

買取り・・・売買契約により土地をお譲りいただき、所有権を市に移転します。

寄附・・・土地を寄附していただき、所有権を市に移転します。

※抵当権等の権利設定があり、解除が困難と思われる場合は、ご相談ください。

※市道以外の道路に接する土地の提供方法は寄附のみです。

買取り（譲渡）の単価

(円/㎡)

用途地域	住居系 用途地域	工業系 用途地域	商業系 用途地域	市街化 調整区域	飯綱地域
後退部分の単価	7,000 円	6,000 円	16,000 円	2,500 円	600 円
すみ切りの単価	14,000 円	12,000 円	32,000 円	5,000 円	1,200 円

※用途地域は、長野市ホームページ（長野市行政地図情報）または都市計画課で調べることができます。

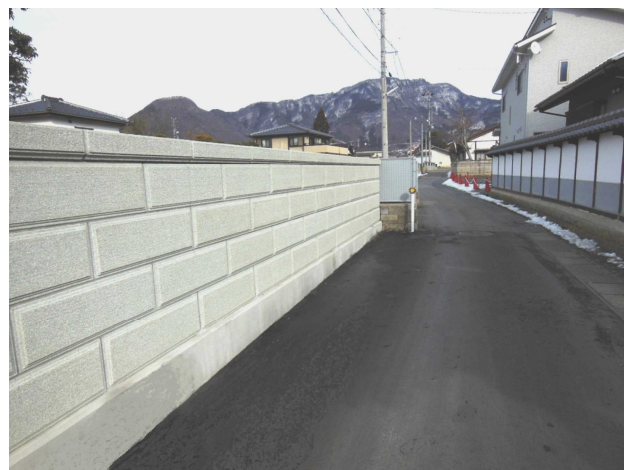
※買取りの場合の土地代金は、所有権移転登記完了後のお支払いとなります。

整 備 例

整 備 前



整備完了後



※ 道路後退部分

そ の 他

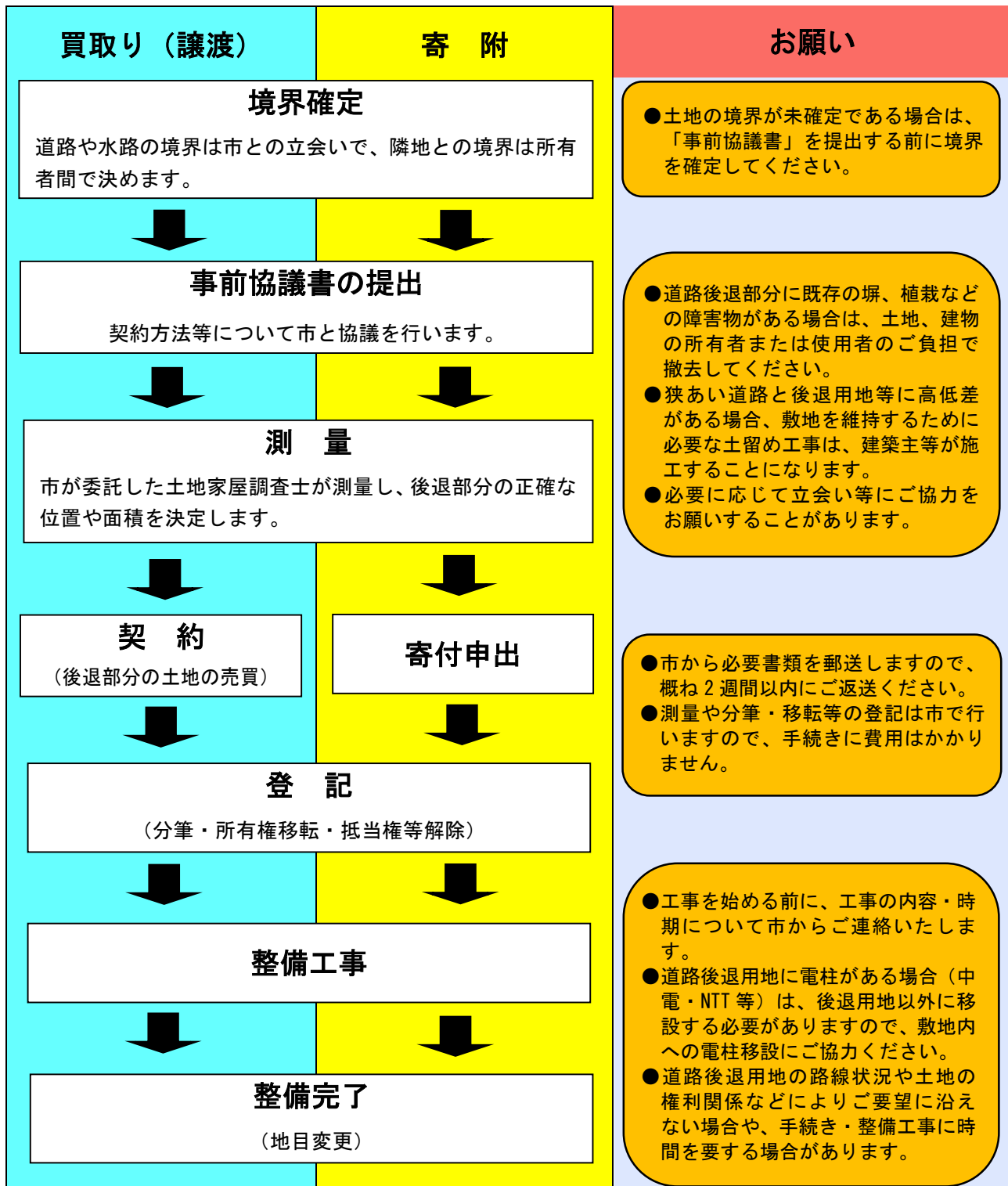
○過去に住宅等を建築した際に道路後退が済んでいるなど、取扱いできる場合があります。

○次の場合は取扱いができません。

- ・狭あい道路と後退用地等に1メートル以上の高低差がある場合
- ・道路境界線と後退線の幅が著しく狭い場合
- ・後退用地に障害物がある場合
- ・後退線が水路（開渠）を越えて生じる場合
- ・狭あい道路が未舗装である場合

※障害物とは、建築物、工作物（建物の敷地を造成するための擁壁等）、花壇、樹木、庭石、井戸、玄関アプローチ、その他これらに類するもので整備上支障となるものをいいます。

手続きの流れ



○事業の詳細や相談など、まずはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

長野市役所 建設部 建築指導課 道路環境改善担当（第二庁舎7階）

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 TEL：026-224-7493

E-mail：shidou@city.nagano.lg.jp